

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「よい医療は、よい経営から」をコンセプトに、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する企業グループとして、経営理念である「わたしたちの誓い」「社是・社訓」を掲げており、職務遂行における判断基準として「総合メディカルグループ行動規準」を制定のうえ周知徹底しております。法令遵守はもちろんのこと、倫理的観点での適切な判断や、社会的規範に適合した健全な活動を通じ、社会の期待に誠実かつ積極的に応えてまいります。

コーポレート・ガバナンスにおいても経営理念を根底に据え、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーとの良好な関係を尊重し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことによって、継続的な企業価値向上を追求するとともに、実効性のある体制構築に努めてまいります。また、迅速、正確かつ幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築や資本効率性の向上の観点から、当社は、政策保有株式を保有しないことを基本方針とします。ただし、経営上の合理的な理由から保有する場合には、その保有の合理性を毎年取締役会にて確認します。政策保有株式の売却については、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がるものか検討のうえ、実施します。

その結果、2019年3月末の政策保有株式は12銘柄(2018年12月更新時から1銘柄減)となりました。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、それぞれの議案が、「当社の政策保有株式に関する基本方針に沿っているか」「当社及び当該企業の中長期的な企業価値の向上に繋がるものか」の観点から賛否を総合的に判断し行使を行っております。

当社は、当社の株式を保有している企業から株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役規程において、当社取締役が競業や利益相反取引等、次の行為を行う場合、その重要事実を説明のうえ、取締役会の承認を受けなければならない旨を規定しております。

- (1) 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 自己又は第三者のために会社と取引をしようとするとき。
- (3) 会社が取締役の債務を保証すること。その他、取締役以外の者との間において、会社とその取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

また、当該取引を実行した取締役は、その取引終了後速やかに、係る重要事実を取締役に報告することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定拠出年金を導入し、社員に対して資産運用に関する教育、また資産運用をサポートする情報提供等を継続して実施しております。また、個人負担にて拠出額を上乗せするマッチング拠出も導入しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社では、法令に基づき開示を適切に行うことはもちろんのこと、クリーン・フェア・オープンの方針のもと、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的に情報発信を行うことを方針としております。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

コーポレートサイトの下記ページをはじめとして、外部公表資料にて適宜開示しております。

・経営理念(「わたしたちの誓い」「社是・社訓」)

<https://www.sogo-medical-hd.co.jp/ja/company/philosophy.html>

・中期経営計画

<https://www.sogo-medical-hd.co.jp/ja/ir/strategy/plan.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針・手続

取締役と監査役の報酬(賞与を含む。)は、株主総会の決議により、取締役全員、監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定し、株主の監視が働く仕組みにしております。各取締役の報酬額は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、当社取締役会が人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会の決議により決定します。

また、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定します。

当社は、業務執行取締役を対象に、報酬の一部については業績連動型の変動報酬(業績連動給与)及び株式報酬を支給することを内容とする取締役報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、業務執行取締役に対してこれまで以上に当社グループの中長期的な企業価値向上に対するコミットメントを高めることを目的とするものであります。

なお、非業務執行取締役・社外取締役に変動報酬の支給はありません。また、監査役報酬は、監査役協議によりその額を決定し、監査役が企業業績に左右されない独立の立場にあることを考慮し、固定報酬のみです。

経営陣幹部である執行役員の報酬は、執行役員規程に基づき、代表取締役が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定します。また、報酬の一部については、経営に対するコミットメントを高めることを目的として、業績連動型の変動報酬及び株式報酬としました。

また、当社グループの中核を担う総合メディカル株式会社の取締役・執行役員の報酬についても当社の人事諮問委員会の答申を経るなど同様の手続きに従い決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部である執行役員は、執行役員規程における選任基準に基づき、当社取締役会が人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会の決議により選任しております。

取締役候補者は、取締役規程に基づき、当社取締役会が人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会承認を得た後、株主総会に付議する取締役選任議案として提出しております。

取締役及び執行役員の職務執行に不正又は重大な法令若しくは定款違反等があった場合など、解任すべき事情が生じた場合には適時、取締役会が人事諮問委員会に諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会において審議します。

監査役候補者は監査役会規程に基づき、監査役会の指名・同意を経て、株主総会に付議する監査役選任議案として提出しております。

なお、当社グループの中核を担う総合メディカル株式会社の取締役・執行役員の選解任についても当社の人事諮問委員会の答申を経るなど同様の手続きに従い決定しております。

また、株式会社保健同人社、株式会社文教及び株式会社ルフト・メディカルケアの代表取締役の選解任についても当社の人事諮問委員会の答申を経て各社の取締役会承認を得た後、各社の株主総会に付議する取締役選任議案として提出しております。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

執行役員兼務取締役を含む取締役・監査役の各候補者の選解任・指名理由及び経歴等につきましては、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲】

当社取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

また、代表取締役、常勤取締役等で構成されるグループ経営会議は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項の決定、経営に関する諸課題の協議及び情報収集等を行っております。

これらの具体的な委任範囲につきましては、「取締役会規程」「職務分掌及び責任権限規程」等の社内規程に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役の有用性について十分認識しており、社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活性化、及びさまざまな観点での意見提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等、社外取締役の活用は当社のコーポレート・ガバナンスを適正に機能させ、また実効性のあるコーポレート・ガバナンスの確立に資すると判断しております。

当社では、業務執行取締役と社外取締役を含む非業務執行取締役を明確に区分しております。また、社外監査役を含む監査役監査により、コーポレート・ガバナンスは有効に機能していると考えております。

現在、社外取締役2名全員を独立社外取締役として東京証券取引所へ届け出ております。

【補充原則4-8(1) 独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催などによる情報交換・認識共有】及び【補充原則4-8(2) 「筆頭独立社外取締役」の決定などによる経営陣等との連携】

当社は、独立社外取締役2名、独立社外監査役3名の計5名の独立性の高い社外役員を選任しております。

なお、独立社外者のみを構成員とする会合や筆頭独立社外取締役の設置は行っておりませんが、独立社外取締役への情報共有会を定期的に開催し、社外取締役が取締役会の議論に積極的に貢献できる体制を確保しており、経営陣等との連携は十分に図られております。

【原則4-9 独立社外取締役等の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の独立性に関する要件を踏まえ、次のとおり当社独自の「独立性判断基準」を策定しております。本基準に則り、当社取締役5名のうち社外取締役は2名とし、社外取締役2名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、監査役会の監査機能強化のため、本基準に則り、当社監査役4名のうち社外監査役は3名とし、社外監査役3名全員を独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

これらの候補者選定につきましては、当社の経営に対して率直且つ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な知識・経験等を重視しております。

【独立性判断基準】

1 現在及び過去において、当社グループの業務執行者(ア)ではないこと。

2 現事業年度及び過去5事業年度において、当社グループを主要な取引先(イ)としている者、又はその業務執行者ではないこと。

3 現事業年度及び過去5事業年度において、当社グループの主要な取引先、又はその業務執行者ではないこと。

4 現事業年度及び過去5事業年度において、当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(ウ)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家ではないこと。

5 次の各号に掲げる者と親族関係(2親等内)ではないこと。ただし、本項の第3号又は第5号については、社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する。

(1) 第2項及び第3項に掲げる業務執行者のうち重要な者(エ)

(2) 第4項に掲げる者のうち重要な者

(3) 当社グループの会計監査人の代表社員又は社員

(4) 当社グループの業務執行者のうち重要な者

(5) 当社グループの業務執行者でない取締役

6 現事業年度及び過去5事業年度において、当社の大株主(オ)の業務執行者ではないこと。

7 現事業年度及び過去5事業年度において、当社グループが大株主となっている者の業務執行者ではないこと。

8 当社の会計監査人。なお、会計監査人が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

9 当社グループとの間で、取締役・監査役又は執行役員を相互に派遣していないこと。

10 当社グループから多額の金銭その他の財産(ウ)による寄付を受けている者ではないこと。

(ア)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう。

(イ)当該期間の当社グループとの取引において、支払額又は受取額が当社グループ又は取引先グループの連結売上高の2%以上を占めている企業

(ウ)多額の金銭その他の財産とは、当該期間平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超えることをいう。

(エ)重要な者とは、取締役・監査役・執行役員又は重要な使用人をいう。

(オ)大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者

【補充原則4-11(1) 取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方及び取締役の選任に関する方針・手続】

当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定を追求しており、その実現のため、当社が属する業界の内外を問わず、高度な専門性を有する者を社外取締役として複数人選任するなど、様々な施策を総合的に勘案し、多様性及び知識・能力・経験のバランスが確保されるよう努めております。

現在の当社取締役の人数は、迅速な意思決定を行うため、5名としております。なお、当社定款では、取締役の員数上限を10名と定めております。また、当社取締役会は、取締役候補者の決定に対する透明性及び客観性を高めるために、人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申に基づき株主総会に付議する取締役選任議案を決定しております。

【補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任の状況】

社外取締役、社外監査役が他の会社の取締役等の役員等を兼任する場合には、当社の取締役、監査役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するのに適切な兼任数であるべきと考えております。

なお、当該事項につきましては、事業報告(定時株主総会招集通知)「会社役員の状況」、及び有価証券報告書「役員の状況」にて詳細開示しております。

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。

取締役会の実効性評価の方法

取締役会を構成するすべての取締役及び監査役を対象に、アンケート方式による自己評価を実施し、その回答に基づき、自己評価の分析及び課題整理を行っております。また、分析結果と課題については、グループ経営会議にて報告のうえ、社外取締役を含む取締役意見交換会において、今後の取組みも含めた議論を実施しております。主なアンケート項目は次のとおりです。

- 1 取締役会の「構成」に関する質問
- 2 取締役会の「運営・審議」に関する質問
- 3 取締役会の「役割・責務」に関する質問
- 4 取締役・監査役へのトレーニングに関する質問
- 5 役員間のコミュニケーションに関する質問
- 6 「機関設計」に関する質問
- 7 「権限委譲」に関する質問

取締役会の実効性に関する評価結果

2018年度の評価結果により、現在、当社が採用しているガバナンス体制及び運用は適切に機能していることを確認しております。また、取締役会における実効性の更なる強化のために対処すべき課題は、次の通りです。

- 1 「重要議題」の議論強化
- 2 「監督・リスクテイク」の更なる強化

【補充原則4-14(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役に対して、社外の専門家による法令やリスク管理等に関する研修・トレーニング等を定期的に行っております。

また、社外役員が就任する際は、当社グループの事業内容の説明等も行い、取締役及び監査役としての職務遂行上必要となる知識の習得に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するために、会社の持続的な成長と企業価値の向上を目指した長期ビジョンを策定し、IR活動等を通じて当社の経営方針をわかりやすく説明し、理解が得られるよう努めております。

(1) IR全般に関しては、グループ経営戦略本部担当役員が統括しており、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話を実現できるよう積極的な対応を行っております。

(2) IRの主管部署であるグループ経営戦略本部のほか関係本部とともにIR情報の共有、IRの方向性の検討、開示資料の作成等に取り組んでおります。

(3) 個別面談以外の対話の手段として、第2四半期決算及び本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの説明会、国内外証券会社のカンファレンスを活用した会社説明会、個人投資家向けの説明会等を実施しております。

(4) 株主・投資家の皆様との対話を通じて把握したご意見・要望等につきましては、適宜集約のうえ経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の周知徹底を図っております。

(5) インサイダー情報の管理に関する諸規程を策定のうえ、管理の徹底を図っております。また、決算発表前の期間はサイレント期間と定め、株主・投資家の皆様との対話・取材を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	7,639,108	25.51
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,864,000	6.22
東京センチュリー株式会社	1,444,000	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,289,700	4.30
株式会社福岡銀行	1,230,000	4.10
小山田浩定	907,548	3.03

株式会社北九州銀行	808,000	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	721,300	2.40
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	511,282	1.70
GOVERNMENT OF NORWAY	445,177	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

補足説明

- ・2019年3月31日時点の【大株主の状況】を記載しております。
- ・自己株式(745,545株)は上記大株主には含めておりません。また、割合は自己株式を控除して計算しております。
- ・2018年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(Symphony Financial Partners(Singapore) Pte.Ltd.)が、2018年10月15日時点で2,839,700株(9.26%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておらず、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
渡邊 清孝	他の会社の出身者												
関 榮一	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 清孝		過去において当社の主要株主である三井物産株式会社の常務執行役員を務めておりましたが、2008年3月に退任しており、特別な利害関係はありません。	三井物産株式会社の常務執行役員を経験されており、同氏がこれまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に役立てていただき、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることを期待して社外取締役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインIII5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山川 正翁		過去において当社の取引銀行である株式会社福岡銀行の取締役常務執行役員を務めておりましたが、2013年3月に退任しており、特別な利害関係はありません。	金融機関の経営者として培われた会社経営を統括する十分な知見を有しており、中立的、客観的な立場から職務を遂行していただけることを期待して社外監査役に選任しています。同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインIII5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
三ツ角 直正		三ツ角法律事務所の所長であります。当社と同所との間には、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士として培われた企業法務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、中立的、客観的な立場から職務を遂行していただけることを期待して社外監査役に選任しています。同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインIII5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
権藤 説子		社会福祉法人グロー監事であります。当社と同法人との間には、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。	税理士として培われた企業会計及び税務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、中立的、客観的な立場から職務を遂行していただけることを期待して社外監査役に選任しています。同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインIII5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則3-1 情報開示の充実 (3)】に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人の分の給与は含まない。)は年額2億円以内と定めた固定枠と前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内と定めた変動枠の合計額とし、同期間の監査役報酬限度額は年額50百万円以内とする旨を2019年6月21日開催の第1期定時株主総会において決議いただいております。
 なお、社外取締役の報酬限度額は年額50百万円以内と定めた固定枠のみとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則3-1 情報開示の充実 (3)】に記載のとおりであり、業績連動給与の算定式は以下のとおりです。

業績連動給与 = 連結営業利益 × 0.784% × (各取締役のポイント ÷ 取締役のポイント合計) × 支給率

取締役の役職別ポイント	役職ポイント
取締役社長	1
取締役副社長	0.83
取締役 専務執行役員	0.67
取締役 常務執行役員	0.60
取締役 上席執行役員(注)	0.41

(注)現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

支給率

2020年3月期の当社グループの連結営業利益の結果により、支給率を決定します。

連結営業利益達成率(%) = 2020年3月期連結営業利益 ÷ 当期連結営業利益計画値(6,367百万円) × 100

連結営業利益達成率	支給率
100%以上	100%
95%以上100%未満	50%
95%未満	0%

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役専従スタッフの配置はしていませんが、必要に応じて取締役会事務局が適宜対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小山田 浩定	相談役	経済団体に関する活動、社会貢献に関する活動、総合メディカルグループにおける企業理念の伝承、総合メディカルグループにおける取引先との関係維持・拡大の支援に関する活動(経営非関与)	【勤務形態】常勤 【報酬】有	2012/3/31	1年間

金納 健太郎	特別顧問	経済団体に関する活動、社会貢献に関する活動、総合メディカルグループにおける企業理念の伝承、総合メディカルグループにおける取引先との関係維持・拡大の支援に関する活動(経営非関与)	【勤務形態】常勤 【報酬】有	2012/3/31	1年間
--------	------	--	-------------------	-----------	-----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

その他の事項

当社は、相談役・顧問等の「業務内容」や「勤務形態・条件」等について、取締役会が人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会の決議により決定しています。

「社長等退任日」は、総合メディカル株式会社の社長等を退任した日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社グループは、「よい医療は、よい経営から」のコンセプトのもと、医療機関のコンサルティングをベースに、DtoDと価値ある薬局づくりを通して、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献してまいりました。

2017年3月には当社の子会社である総合メディカル株式会社にて3か年計画の中期経営計画を策定し、「医療モールの開発」、「病院の経営支援」、「価値ある薬局の創造」、「長期ビジョンに向けた事業領域の拡大」で地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを進めるとともに、50期ビジョンである地域包括ケアシステムを支える「日本型ヘルスケアビジネスの完成へ」の実現を目指しております。

50期ビジョンの早期達成と企業価値の向上、持続的な成長を実現するためには、既存事業の進化と深化のスピード加速、M&Aやアライアンスの積極活用により、事業規模の拡大と新事業の創出を図る必要があります。2018年10月1日には総合メディカル株式会社の中期経営計画を引き継ぎ、持株会社体制へ移行し、経営監督機能と業務執行機能を分離しました。

持株会社である当社におけるコーポレートガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

(1) 企業統治の体制

当社の取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性も重視して、5名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。

当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

取締役会は原則毎月1回開催し、当社グループの重要事項について意思決定を行っております。

なお、個々の取締役の取締役会への出席状況につきましては、定時株主総会招集通知に記載しております。

また、当社は、本報告書「内部統制等に関する事項」に記載のとおり、「グループ会社管理規程」に従い、子会社等の状況に応じた必要な管理を行うとともに、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付けることで、企業集団における業務の適性を確保するための体制を整備しております。

(2) 人事諮問委員会の活動状況

当社は、取締役及び執行役員「指名及び指名基準、報酬額及び報酬体系、評価及び評価基準」について審議する機関として人事諮問委員会を設置しております。人事諮問委員会の活動状況については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督にかかる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 取締役関係」に記載のとおりです。

(3) 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス

当社は執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員が業務執行を行い、取締役がこれを監督しております。

代表取締役、常勤取締役等で構成されるグループ経営会議は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項の決定、経営に関する諸課題の協議及び情報収集を行っております。

取締役・監査役候補者の指名や経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針等については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載のとおりです。監査役監査に関しては、各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画、職務分担に基づき、取締役の業務執行について監査しております。

内部監査に関しては、社長直下の監査部9名が当社グループを対象に内部監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、改善状況を報告させることにより実効性のある監査を実施しております。

監査役、監査部、会計監査人、内部統制部門は、監査計画や監査結果に関する情報を適時交換し、有効かつ効率的な監査の実施に努めております。

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

会計監査業務を執行している公認会計士は有限責任監査法人トーマツに所属する伊藤次男氏と池田徹氏であり、その他会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士3名、その他4名であります。

(4) 監査役機能強化に関する取組み

当社の監査役会は常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名で構成されており、うち3名を独立社外監査役とし、公正性、透明性を確保しております。監査役会の構成員である各監査役は、取締役会へ出席し、さらに常勤監査役については、グループ経営会議にも出席して意見を述べております。

監査役の選任状況等については本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督にかかる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 監査役関係」に記載のとおりです。

(5) 責任限定契約の内容

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性も重視して、5名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。

当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第1期定時株主総会招集通知は、株主総会開催日の3週間前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、集中日の前週に株主総会の開催日を設定しております。 2019年3月期の定時株主総会は、2019年6月21日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネットに接続しているパソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社が指定する議決権行使サイトにアクセスし、議決権を行使することを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社のホームページに英文の招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向けの会社説明会を定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、代表取締役社長が、第2四半期決算及び本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施するほか、四半期に1回の個別面談等、随時にIR活動を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL https://www.sogo-medical-hd.co.jp/ja/ir.html ホームページに掲載している投資家向け情報：決算短信、決算短信(英文)、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明資料、決算説明資料(英文)、株主総会の招集通知、株主総会の招集通知(英文)、年次報告書ほか	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署として、当社はグループ経営戦略本部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「総合メディカルグループ行動規準」には、当社に関わるすべての人々を「お客様」としたお客様第一主義に徹し、お客様の期待を超えるサービスを提供することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR活動における重点項目は次のとおりです。 (1)全社員が経営理念を理解、共有し、仕事をとおして、会社の使命を果たしていく。 (2)お客様の期待を超えるサービスを提供する。 (3)社員が安心して、やりがいをもって働ける環境づくりをする。 (4)社会の一員として、コンプライアンスを遵守し、お客様をはじめとする人びとの信頼を築く。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	迅速・正確・公正な情報を開示することに努めております。

その他

(1)ダイバーシティの推進

ダイバーシティ推進の中核機能を担う組織としてグループ人事本部に「ダイバーシティ推進グループ」を設置し、「女性活躍推進」「働き方改革」に加え、障がい者やシニア層など多様な人財がより一層活躍するための施策を実行しております。

(2)「えるぼし」認定を取得

当社の子会社である総合メディカル株式会社は2018年6月29日に女性活躍推進法に基づく認定(通称:「えるぼし」認定)を受けました。「えるぼし」は女性活躍推進に関する取組みの行動計画を策定し、届け出を行った企業のうち、取組みの実施状況が優良な企業が厚生労働大臣より認定を受けるものです。総合メディカル株式会社は最高評価である3段階目の企業として認定されています。

(3)「健康経営優良法人2019～ホワイト500～」に認定

総合メディカルグループでは、「社員の健康は企業の誇りであり、財産である」との考えのもと健康経営のために有給休暇取得促進や健康増進を目的としたセミナー開催などを実施しており、2019年2月に当社及び当社の子会社である総合メディカル株式会社、株式会社保健同人社が経済産業省と日本健康会議が共同で運営する「健康経営優良法人2019(大規模法人部門)～ホワイト500～」に認定されました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では会社法、及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会決議によって「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 法令等遵守体制

総合メディカルグループ(以下、「グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループの取締役及び使用人に対し、職務の執行において企業の社会的責任及び企業倫理を果たすためのコンプライアンス・ポリシー「総合メディカルグループ行動規程」を周知・徹底させるとともに、これを実践する。

グループの取締役及び使用人に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、コンプライアンス担当取締役(法務部門管掌役員)及びグループ内部統制委員会を置き、コンプライアンス担当部門(「業務分掌規程」による。)がこれを管掌する。各子会社等においては、コンプライアンス推進責任者を配置する。

グループの使用人から相談・通報できる窓口(「コンプライアンス・ホットライン」)を設置し、相談・通報に迅速に対応する。

グループの取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高めるため、役員研修・社員研修を充実させ、コンプライアンスを尊重する意識の向上に努める。

当社監査部門は、内部監査規程・グループ会社管理規程に基づき、子会社等に対する内部監査を、会社規模や業態等に応じて実施する。

(2) 情報保存管理体制

当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役は、法令及び社内規程に基づき、取締役会の議事録を作成・保存するとともに、重要な職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切に管理する。

当社取締役の意思決定及び当社取締役に対する報告に関しては、「文書管理規程」を定め、これに基づき保存・管理する。

情報の管理については、「情報管理規程」、「情報システム管理規程」に基づいて適切に行う。

(3) 損失危険管理体制

グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループのリスク管理を統括する機能をコンプライアンス担当部門に設置し、担当取締役を置く。

グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制を確立するため、「リスク管理規程」等を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

グループのリスク管理の整備・運用上の有効性の評価はコンプライアンス担当部門が行い、問題点等が見られた場合は、各々部署に対し是正勧告を行う等、実効性のあるモニタリングを実施する。

グループ全体において危機発生時の際の対応要領を明確にするため、「危機管理基本規程」等を定め、緊急時に的確に対応できる体制を整える。

(4) 効率性確保体制

グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループの業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレート・ガバナンスの理念に基づく「取締役会規程」、「職務分掌及び責任権限規程」、「組織規程」等を定め、子会社等においては、規模・業態等に応じて、これに準拠した体制を整える。

グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするるとともに、毎年度の事業計画及び取締役毎の業績目標を詳細化し、かつその評価を明らかにする。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、会社の重要事項について意思決定を行う。

代表取締役、常勤取締役等で構成されるグループ経営会議は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項についての決定、経営に関する諸課題の協議及び情報収集等を行う。

執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員が担当業務の執行責任を負い、取締役会が業務執行の進捗状況・職務の執行が法令及び定款に適合しているか等について監督する。

(5) 企業集団内部統制

当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループに共通する企業憲章・倫理規定等を定め周知徹底を図るとともに、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

子会社等の管理を主管する部門(「グループ会社管理規程」による。)を設置し、子会社等についての「グループ会社管理規程」を定め、子会社等の状況に応じて必要な管理を行う。

子会社等からの報告については、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務づけるとともに、定例的に開催される子会社取締役会等において重要な事象が発生した場合の報告を義務づける。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係その他一切の関係を持たないこととし、外部専門機関とも連携して、社内での周知・注意喚起を図る。

(6) 監査役監査の実効性確保体制

監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「監査役スタッフ」という。)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア 監査役は職務遂行を補助する使用人として、監査役スタッフを置く。

イ 監査役スタッフは、原則1名以上とし、必要に応じて監査役会は取締役又は取締役会に対して増員要請をすることができる。

監査役スタッフの当社取締役からの独立性及び監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

ア 監査役スタッフの独立性を確保するため、任命、異動、処罰その他人事権に係る事項の決定には監査役と事前に協議する。

イ 監査役スタッフの人事考課については、監査役が行うものとする。

ウ 監査役スタッフは、他部署の使用人を兼務しないことを基本とする。

当社取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア 代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しなければならない。

イ 当社取締役及び使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告しなければならない。

a 当社の信用を大きく低下させた事項、又はその恐れのある事項

b 当社の業績に大きく悪影響を与えた事項、又はその恐れがある事項

c 総合メディカルグループ行動規準への違反で重大な事項、又はその恐れのある事項

d その他上記a～cに準じる事項

子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

ア グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
イ グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。

ウ 当社監査部門、法務部門等は、定期的にグループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

エ グループのコンプライアンス・ホットライン担当部署は、グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

オ 当社監査役へ報告を行ったグループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續等に係る方針に関する事項

ア 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行われる体制とする。

イ 当社監査役が職務を遂行するために必要と判断した場合は、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査役は、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査役相互の情報を共有する。

イ 社内組織において監査役室を設置し、監査役スタッフの所属を監査役室とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる関係も持たないこと」を基本方針としております。反社会的勢力排除に向け、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関とも連携をとりつつ、グループ一体となり対応する体制を構築していきます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社グループの経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によってなされるべきであると考えます。

しかし、一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益(あわせて以下「株主共同の利益」といいます。)を著しく損なう買付行為もあり得ます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、株主共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯にめざす者でなければならぬと考えております。したがって、株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものとして、以下の取組みを推進しております。

ア. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社グループは、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを理念として、病医院の経営コンサルティング、薬局、レンタル、リース・割賦等の事業を展開してまいりました。当社グループは、「よい医療は、よい経営から」とのコンセプトのもとで、医療機関のよきパートナーとしてよい医療の実現を支援しております。

当社グループは、行動規準である「わたしたちの誓い」と「社是・社訓」とを役員・社員一人ひとりが実践していくことで、よりよい社会づくりに貢献し、社会から評価され、尊敬される企業グループになることをめざしております。

以上の経営理念及び基本方針のもとで、総合メディカル株式会社は、2017年4月から3年間にわたる中期経営計画「アクション 2020」をスタートいたしました。当社グループは、持株会社体制への移行後も、引き続き「アクション 2020」を実施しております。

イ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等の各利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきます。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

なお、当社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況は、本報告書「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組み

「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本対応方針」といいます。)は、2019年6月21日開催の当社第1期定時株主総会の終結時をもって、継続せず廃止いたしました。

当社は、本対応方針の廃止後も、当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、基本方針に基づき、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、株主共同の利益の確保又は向上に取り組んでまいります。

4 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社グループは、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なう恐れのある大規模な買付行為を行うことは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1の基本方針に資するものと考えております。

上記3の取組みは、株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、当社株式に対する大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めためのものであります。

したがって、上記2及び3の取組みは、上記1の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

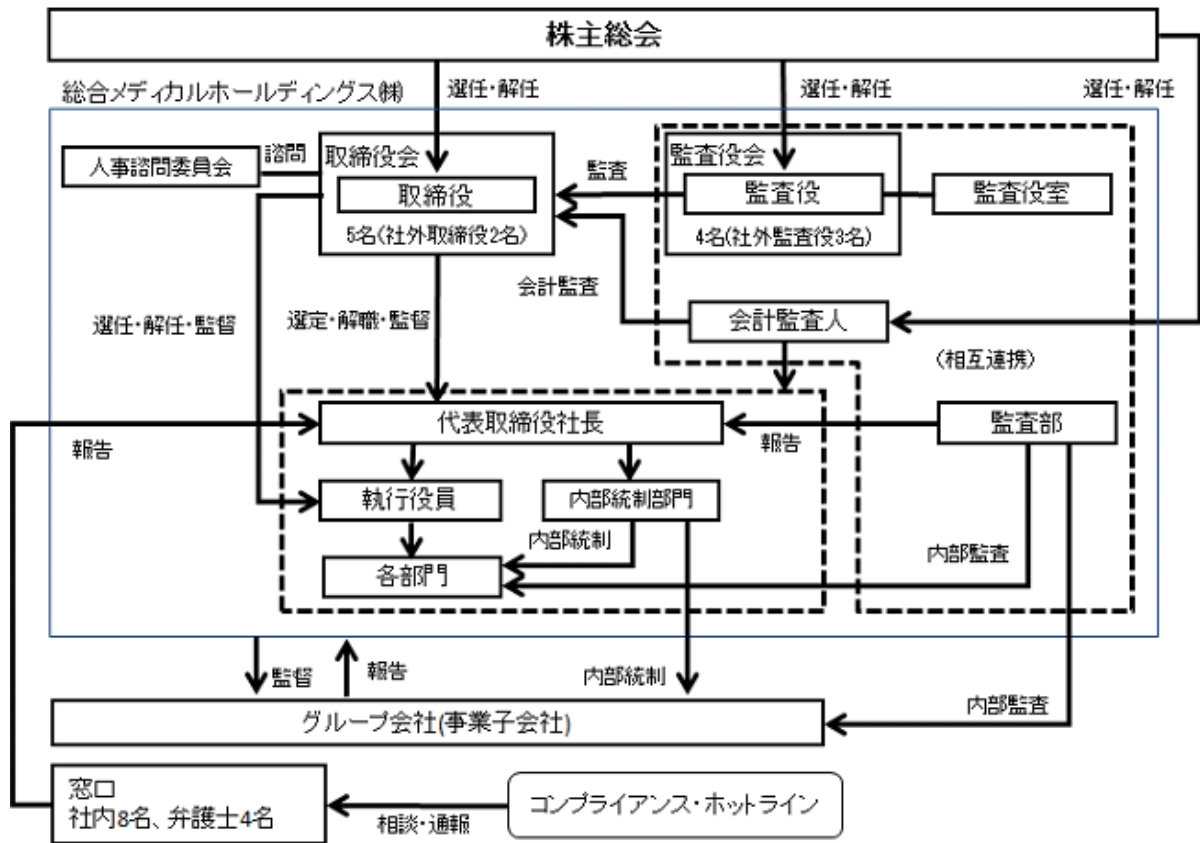
更新

コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化により、経営の透明性・効率性を向上させ、企業価値の増大に努めてまいります。

< 適時開示体制の概要 >

- 1.当社は、会社法、金融商品取引法などの関係法令、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定(以下「適時開示規則」といいます。)に従って情報管理・開示を行っております。
- 2.当社は「情報取扱責任者」として、管理部門担当役員を選任しており、「情報取扱責任者」が取締役会及びグループ経営会議に出席し、重要な会社情報を適時かつ正確に掌握できる体制にあります。
- 3.「決定事実に関する情報」について
 会社の重要事項は、取締役会(原則として毎月1回開催)において決定するほか、代表取締役、常勤取締役及び常務執行役員をもって構成されるグループ経営会議(原則として毎月2回開催)において、取締役会へ付議すべき事項を事前に協議するとともに、取締役会の決定事項以外の重要事項を決定しております。決定された重要事項については、適時開示規則に従い、開示の必要性を情報取扱責任者が中心となって検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行っております。監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役についてはグループ経営会議に出席し、さらに必要に応じて会計監査人、顧問弁護士などによる監査及びアドバイスを受けており、正確かつ公正な会社情報を開示しております。
- 4.「発生事実に関する情報」について
 重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに内部統制部門に情報が集約され、代表取締役社長に対し報告がなされます。その後、情報取扱責任者を中心に当該情報の内容等の検討を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示の必要性を検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行っております。必要に応じて監査役、監査部、会計監査人、顧問弁護士などによる監査及びアドバイスを受けており、正確かつ公正な会社情報を開示しております。
- 5.「決算に関する情報」について
 決算に関する情報については、財務経理部門が中心となって決算財務数値を作成し、会計監査人、監査役による監査・レビューを受け、決算に関する取締役会において承認し、当日に決算情報を開示しております。なお、当該取締役会には監査役が出席しております。これにより迅速・正確かつ公正な決算情報を開示しております。
- 6.上記情報の開示については、情報取扱責任者の指示のもと、広報IR部門が開示資料を東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)で提出するとともに、当社ホームページに掲載し、情報開示を行っております。
- 7.当社適時開示体制の模式図は「適時開示体制の概要」記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要】

